



宅建試験  
受験講座

発行に当たって

宅建 一郎

「宅建試験受験講座」発行に当たって

.....

○はじめに

第1 宅建試験とは

- 1 まず、皆さん方もご存知のように「宅建試験」とは、宅地建物取引主任者の資格をとるための試験です。「宅地・建物」は、国民にとって重要な財産ですから、その取引には、必ず「宅地建物取引主任者」が携わらなければならないことになっていて、その「宅地建物取引主任者」の資格をとるための試験が宅建試験です。
- 2 ですから、皆さん方が「宅建試験」を目指すということは、国民の重要な財産の安全を守る仕事を目指すということであり、「やりがいのある仕事」を目指すことです。
- 3 そして、宅建試験は、学歴・年齢・性別に関係なく誰でも受けることのできる試験です。これは、万人に機会を与え、万人が人材となり、万人によって、社会を発展させるという日本の良き伝統の表れです。

第2 「宅建試験受験講座」テキストの発行に当たって

- 1 ところで、宅建講師をしていますと、宅建試験を受けたいんだけど、身近な所に試験の勉強をする機会がない、身近な所に試験勉強の機会が欲しい、という声を良く聞きます。
- 2 サラリーマンや主婦の方々にとっては、昼夜仕事をしていますので、特別な時間に、特別な所に勉強に行くのではなく、自分が空いている時間に、電車の中や家で手軽に勉強できる手段が欲しい、ということです。

第3 パブーの電子書籍による「宅建試験受験講座」の発行

- 1 そこで、この度、パブーから電子書籍「宅建試験受験講座」を発行することと致しました。
- 2 これでしたら、誰でも自分の居る場所で、自分の空いている時間、例えば、通勤時間に電子書籍「宅建試験受験講座」を見たり、ダウンロードして、勉強することができ、仕事と両立させて、身近に利用することができるからです。

3 講座形式にしましたのは、表情や声は聞こえなくても、単なる書籍形式よりも講座形式の方がコミュニケーション性が増し、無味乾燥性を減らすことができるからです。

#### 第4 「宅建試験受験講座」の発行手順

1 宅建試験の出題分野は、大別して、①権利関係、②宅建業法、③法令上の制限等ということになります。

(1) 権利関係とは、土地や建物の所有権等の権利の取得に関する法律分野のことで、民法が中心です。

(2) 宅建業法とは、宅地建物取引業を規制している法律である宅地建物取引業法のことです。

(3) 法令上の制限等とは、都市計画法や建築基準法のように宅地や建物の利用等を規制している法律分野や宅地建物の税に関する分野のことです。

2 そこで、「宅建試験受験講座」もその順序に従い、権利関係から勉強して行くことと致します。

#### 第5 「宅建試験受験講座」の発行方式

1 そして、発行方式につきましては、講義の1単元を1回分として発行する分割方式と致します。

2 といいますのも、たとえば、「権利関係」といっても最初から最後までで一冊でしたら、広範囲になりますし、相当の分量になり、閲覧したり、ダウンロードすること自体が大変ですし、その量を見て、勉強意欲が引けてくることにもなります。

3 そこで、一冊の量は、内容の单元ごととし、見やすく、わかりやすく、ダウンロードもしやすく、毎日、次から次へと単元を追っかけて勉強もしやすく、勉強が面白くなるからです。

4 また、講座の内容は、宅建試験に焦点を合わせて、絞り込んでいますが、

(1) 試験に繰り返し出題され、もっとも重要な項目には（最重要）

(2) 次に出題頻度が高く、重要な項目には（重要）と印をつけました。

(3) なお、仮に、試験には出題されなくても、(1)(2)を理解するために必要な基礎知識も書き込んで行くこととします。

#### 第6 講座の内容の構成

- 1 そして、講座の構成は、単元ごとの知識の「整理・まとめ」と、過去に出題された問題を中心とした「問題と解説」によって構成し、知識の習得と習得した知識による問題の解答、つまり、インプットとアウトプットを同時に勉強する方式と致します。
- 2 宅建試験は、全ての問題が「四肢択一」の問題ですから、試験に対応した講座と致しました。
- 3 なお、解答の解説は、内容的には、知識の整理・まとめで勉強したことと重複する場合がありますが、結論だけではなく、その結論にいたる道筋を説明した解説に致しました。
- 4 知識の「整理・まとめ」の所で理解し、それを「問題と解説」の所で検証することにより、単なる暗記ではなく、「理解した上での暗記」となり、知識として定着し、その知識が他の問題を解く場合にも自然と使えるようになり、勉強が楽しくなるからです。
- 5 試験勉強は、知識を理解し、問題が解けることを楽しみとする作業ですから、1つの書籍でその両者ができることを心がけました。
- 6 なお、文章は、一事一文として、分かりやすくすることに心がけ、この講座以外のあれこれの本をめくるのではなく、この講座を繰り返し読んでいくうちに、自然に知識が身につく、興味がわき、面白くなるように心がけました。

## 第7 その他

- 1 購読料は、無料の講座と有料の講座がありますが、有料の講座でも、できるだけ沢山の方々に利用して頂くために、低廉にするよう努力致しました。
- 2 本書が、宅建試験受験者や受験希望者の方々に少しでも役立てば、幸いです。
- 3 なお、本書の転記・転載、著作権侵害・違反行為は厳禁ということをお願い致します。

☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎☆◎